

# あなたも田圃オーナーになりませんか？

水車が回っている厚木市下荻野の田圃、そこが私達 NPO「ゆめのシステムプロジェクト」が9年間にわたって耕作してきた田圃です。

来年、創設10年の節目に、私たちは会員による田圃オーナー制を取り入れようと思います。



## 田圃オーナー制とは？

### ■はじめに

私たちのNPOでは現在約7反（7000㎡）の田圃を耕作していますが、人手不足、高齢化の波はここにも押し寄せています。しかし、美田を何としても守りたいという気持ちも捨てがたく、1つの改善策として、今ある田圃の区画のうち、いくつかの区分を田圃オーナーとして使っていただくことに理事会で決定しました。

### ■私たち理事会が考えるオーナー制とは？

#### （1）年会費

オーナーの年会費は、通常の会費込みで、担当する田圃の区画の面積に関わらず、1人一律1万円です。

#### （2）オーナーの条件

オーナーは、会員（新規会員も含む）であることが条件です。現在会員でない方は、オーナー田（オーナーとして耕作することになる田圃）での耕作に当たって、会員登録をお願いします。

#### （3）担当する面積

1人で1反（=1000㎡）を担当しても結構ですが、何人かで協力して耕作するという形も可能です。たとえば3人で1反を担当するとしたら、1人平均3畝（せ）という形になります。もちろん1畝（約100㎡）からという方も大歓迎（10畝=1反）。ちなみに私たちが管理する田圃は、1反に満たない田圃がほとんどです。代表者一人がオーナー会員となって、協力者と共に作業するかたちもあります。

#### （4）オーナーと協力者の関係

オーナーとして手をあげたものの、なかなか少人数ではやりきれない場合は、オーナーの立場でお仲間に声をかけて下さい。その場合、協力者はボランティアですから、年会費はいただきません。協力者への報酬の有無は、オーナーにお任せします。

#### （5）オーナーの自己負担

オーナーは、種もみや苗、稲架などの資材は自弁調達としますが、調達方法や進め方の情報提供などもしっかりサポートします。それ以外の田圃関係備品・消耗品（燃料、農機具等）はNPOが所有するものを自由に使うことができます。

#### （6）収穫物の販売

オーナーが耕作する田での収穫物の販売は、価格設定も含めてオーナーに任されます。NPOには会費以外支払う必要はありません。

## (7) 募集期間

11月30日を田圃オーナー第1次募集期間締め切りとします。状況によっては募集期間を延長します。申し込み、問い合わせ先は落合まで。080-5091-8844 [koshun@live.jp](mailto:koshun@live.jp)

## (8) オーナー希望者向けの説明会

第1次申し込み締め切りのあと、12月3日(日)10:00~12:00、荻野公民館で、オーナー希望者向けの説明会を開きます。ご不明な点がありましたら、それ以前でも結構ですから、ご遠慮なく上記落合までお問い合わせください。とりあえず説明会に参加してから態度を決めようという方ももちろん大歓迎です。

**自分のペースで、仲間と楽しみながら、やってみませんか？**

**田圃経験者も初心者も大歓迎！**

**作業の様子は、折に触れInstagramで紹介します。ogn.tanbo 荻野の美田を守る会で検索**

2023年11月吉日

NPO法人ゆめのシステムプロジェクト 理事長 落合 清春



子どもたちの歓声が響く田植え



もち米を稲架<sup>はざ</sup>かけ



たわわに実った稲穂